

福祉医療費助成制度

この制度は、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分（1～3割）を市が助成するものです。ただし、保険診療分以外のもの（食事代、部屋代、文書料など）は助成の対象外となります。県内の医療機関を受診するときは、保険証と受給者証を窓口で提示してください。なお、県外の医療機関では、受給者証が使用できませんので、後日かかった医療費を返還する手続きを行ってください。

助成を受けるには、あらかじめ申請が必要です。

●自己負担分が全額助成される方

重度心身障害者福祉医療費(いずれかの手帳をお持ちの方)

- ▷身体障害者手帳 1級、2級、3級
- ▷療育手帳 A 1、A 2、B 1
- ▷精神障害者保健福祉手帳 1級、2級(所得制限あり)
- ▷戦傷病者手帳と身体障害者手帳 4級の両方

乳幼児等福祉医療費

中学3年生までのお子さん

母子家庭等福祉医療費

- ▷母子家庭のお母さんとそのお子さん(※)
- ▷両親のいない家庭のお子さん(※)

父子家庭福祉医療費

父子家庭のお父さんとそのお子さん(※)

※お子さんの年齢が18歳到達後の3月31日まで

●自己負担分の1/2が助成される方

自立支援医療受給者証(精神通院)支給認定者(適用を受けてから受診した分の医療費を後日償還)

●申請方法など

▷医療費を支払った月の翌月に1カ月分をまとめて申請してください。

▷印鑑(朱肉を使うもの)を必ずお持ちください。

▷次の方は、先に加している保険での手続きをしてから、福祉医療を申請してください ①高額療養費に該当する ②10割負担した ③補装具を作成した

問 ▷重度心身障害者福祉医療費・自立支援医療=福祉課障がい福祉係(内線167)

▷その他=子育て支援課家庭児童係(内線154・155)

水道量水器の取り替えにご協力ください

水道課では、計量法に基づく検定期限(8年)が満了となる前に、量水器の取り替えを実施しています。取り替え作業は、市が委託した水道工事指定店の作業員が行います。皆さんの敷地内での作業となりますので、ご協力をお願いします。

※作業員は、市が発行する身分証明書を携帯しています。

なお、量水器取り替え前後の検針は、通常通り検針員が行います。

実施日程 6月12日(火)～25日(月)

対象地区 下石町、妻木町、鶴里町、曾木町、肥田町

対象家屋 対象地区で量水器の検定期限が満了する約750軒

施工業者

- ▷下石町
=(有)土屋鉄工所(☎5)6540)
- ▷妻木町・鶴里町・曾木町
=徳田鉄工(株)(☎5)8911)
- ▷肥田町
=(有)大野水道工業所(☎5)6140)

問 水道課(内線125)

6月1日から病後児保育所が利用できます

病後のお子さんがいる方で、お医者さんからあと数日自宅で様子を見るように言われたときや、これ以上仕事が休めないとき、冠婚葬祭などで、どうしても出掛けなければならないときなどに、病後児保育をご利用ください。ご利用には、事前登録が必要です。

利用できる児童

保護者が就労、傷病などやむを得ない事情により家庭での保育が困難で、次のいずれにも該当する児童

▷市内在住の生後8カ月～小学3年生の児童

▷病気の回復期にあり、医療機関に入院の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があり、集団保育が困難な児童

※ただし、疾病の程度などにより、施設での受け入れが困難と認められる場合があります。

場所 東濃厚生病院みずなみ病後児保育所
瑞浪市寺河戸町1049-1
☎⑧4111(代表)

利用時間 午前8時～午後6時
休園日 土・日曜日、祝日、年末年始

定員 1日2人まで
利用可能日数 連続して7日まで(休園日を含む)

料金 ▷利用料=1日2,000円(生活保護世帯は無料)
▷昼食代=300円程度(おやつ代は除く)

※その他、緊急で受診した場合の医療費や紙おむつが不足した場合の実費は保護者負担です。



申・問 子育て支援課(内線161)